

第3章 | 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

子どもは、高松市の次の時代を支えていく、かけがえのない宝です。全ての子どもが、豊かな愛情に包まれ、夢と希望を持ち、自分と他者を大切にする心や社会規範を身につける中で道徳心を養い、地域社会の一員として健やかに育っていくことは、全ての高松市民の願いです。

子育てにおいては、保護者が第一義的な責任を有するという基本的認識の下、地域住民、学校等関係者なども含めた全ての大人は、子どもたちの自ら学び育つ力を尊重しながら、一人一人の状況に応じた支援を行っていくことが大切です。

さらに大人には、子どもの模範となり、それぞれが連携して、社会全体で子どもを育てる力を高めることにより、子どもたちが高松市に深い愛着と誇りを持ち、次代の担い手として自立し、将来自らの子どもを安心して生み育てていくことができる環境を整えていく役割と責任があります。

子どもの成長と子育てを社会全体で支援するまちづくりを推進する中で、明るくいいきとした子どもの笑顔、子育ての喜びや楽しさを実感する家族の笑顔、温かく子育てを支える地域の人たちの笑顔など、たくさんの笑顔が輝くまちの実現を目指します。

基本理念

みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-

2. 計画の基本目標

本市では、基本理念の実現を目指し、次のとおり、基本目標と数値目標を定めます。

基本目標
高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

【数値目標】高松市は「子育てしやすいまちだと思う人」の割合

区分	平成20年度 アンケート調査結果	平成25年度 アンケート調査結果	平成31年度目標数値	
就学前児童の 保護者	37.8% (45.8%)	48.4% (39.9%)		80%
小学生児童の 保護者	43.6% (39.0%)	45.0% (40.4%)		75%

※平成20、25年度のアンケート調査では、「思う」、「思わない」、「どちらともいえない」、「その他」の4択であったが、今後は、「思う」「どちらかと言えば思う」、「どちらかと言えば思わない」「思わない」を選択肢とし、「思う」「どちらかと言えば思う」を目標数値とする。なお、()内は「どちらともいえない」と回答した割合である。

3. 計画の体系

「みんなで子育て！笑顔かがやくまち-たかまつ-」を目指し、次の3つの体系により、子どもの成長と子育てを支援する施策・事業の効果的な展開を図ります。

施策の方向1. 「子どもの成長」への支援

全ての子どもの健やかな成長を支援するため、母子の健康の確保と増進、病気の予防や早期発見への取組に加え、子どもの生きる力を育てる教育や体験学習環境の整備・充実に努めます。また、障がいのある子やひとり親家庭等の配慮が必要な子ども、社会的養護が必要な子どものほか、貧困の状況にある子どもなどが、地域の中で安心して生活し、成長・自立していけるよう支援します。

施策の方向2. 「子育て家庭」への支援

全ての子育て家庭が孤立することなく、心身ともにゆとりをもって子育てができるよう、経済的支援だけでなく、地域社会全体で支援します。

また、男女がともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるよう、子育てをしながら働きやすい労働環境の整備や、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図ります。

施策の方向3. 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり

社会経済の発展や地域の都市化によって、子どもが身近な場所で自由に遊ぶことのできる場が少なくなっています。子どもの年齢に応じた安全な居場所を提供するとともに、住み慣れた地域において交通事故や凶悪な犯罪などに巻き込まれないよう、地域の子どもの安全確保について関係機関・団体と連携した取組を推進します。

地域社会全体で子どもを育てる環境をつくるため、子どもの成長・子育て家庭を支える人材の確保・育成に努めます。

■計画の体系図

<計画の基本理念>

みんなで子育て！ 笑顔かがやくまち -たかまつ-

<計画の基本目標>

高松市で育つ全ての子どもが幸せに暮らせる環境づくり

基本方向	基本施策	施策の推進内容	掲載頁
基本方向1 「子どもの成長」 への支援	1-1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援	[1]妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実	45
		[2]学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	50
		[3]「食育」の推進	53
	1-2. 健やかな成長を促す学びへの支援	[1]幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上	56
		[2]「生きる力」を育てる学校教育の推進	60
		[3]体験学習活動・地域活動の充実	67
	1-3. 配慮を要する子どもと保護者への支援	[1]児童虐待やいじめの防止の推進	75
		[2]障がいのある子どもへの支援の充実	79
		[3]ひとり親家庭への支援の充実	86
[4]社会的養護が必要な子どもへの支援の充実		89	
基本方向2 「子育て家庭」 への支援	2-1. 地域における子育て支援	[1]地域における子育て家庭への支援の充実	91
		[2]家庭における教育力の向上	96
		[3]経済的負担の軽減	99
	2-2. 子育てと仕事の両立支援	[1]多様な保育事業の提供	102
		[2]ワーク・ライフ・バランスの推進	107
基本方向3 「子どもの成長・子育て家庭」を支える環境づくり	3-1. 子どもにとって安全・安心な環境づくり	[1]防犯・交通安全・防災対策の推進	111
		[2]有害環境の浄化と青少年の非行防止の推進	115
		[3]子どもの遊び場・居場所づくり	117
		[4]子育て家庭にやさしいまちづくりの推進	120
	3-2. 子どもの成長・子育て家庭を支える人材育成とネットワークづくり	[1]子育てを担う人材の確保・育成と団体等への支援の充実	123
		[2]子育て支援の中核施設の整備とネットワークの構築	125

第1章 | 「子どもの成長」への支援

1. 子どもの心身の健やかな育ちへの支援

【1】妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

【現状と課題】

- 本市では、平成26年3月に「高松市健康都市推進ビジョン」を策定し、ライフステージに応じた健康施策を展開していますが、母子保健は、生涯にわたる健康づくりの基礎を成すことから、母性の保護や乳幼児期の保健対策など、一貫した母子保健対策の充実が求められています。
- 妊娠・出産期の女性は、心身の状態が不安定になりやすい傾向がありますが、核家族化など周囲の支えが不十分な場合もあり、妊産婦の不安は大きくなっています。心身面での出産・子育てに対する負担の解消など、次代を担う若い世代が子どもを生み育てることに安心感を持つことができる環境づくりが必要です。
- 近年、保健・医療対策の充実などにより母子保健の水準は大きく向上し、本市の乳児死亡率は著しく改善されていますが、初産年齢の上昇や、低体重児の出生など、改善すべき課題があります。
- 妊産婦の健康を守るための取組としては、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、妊産婦訪問指導、産後ケア事業等を実施しています。また、近年、育児不安やストレスを抱えている母親や孤立しがちな親子が増加していることから、地域の状況に応じて健康相談や健康教育を実施し、母子の健康づくりについての学習や子育ての仲間づくりの場の提供を行っています。
- 乳幼児の健康を守る取組としては、新生児等訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）、4か月児・乳児相談のほか、1歳6か月児及び3歳児健康診査を実施しており、子どもの疾病の早期発見や成長・発達を確認する場であるとともに、育児や健康についての相談支援のきっかけともなっています。しかしながら、本市の乳幼児健康診査受診率は、平成25年度では、1歳6か月児健康診査が90.4%、3歳児健康診査が84.5%となっており、全国平均と比べると低い状況が続いています。
- 定期的な予防接種については、予診の徹底など安全な予防接種として、市内の予防接種実施医療機関での個別接種を実施しているほか、利便を考慮して、居住地以外でも定期的な予防接種が受けられる香川県広域予防接種を実施するなど、実施体制の強化と予診の充実に努めてきました。引き続き、接種率の維持・向上、対象者への適切な情報提供、予診の徹底など、安全な予防接種の推進と実施体制の一層の充実を図ることが重要です。
- 近年、妊娠を望みながら妊娠をしない夫婦に対して、不妊治療が行われています。不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用の一部を助成していますが、治療を望むケースは増えており今後も支援が必要です。
- 救急医療については、休日は医師会の協力を得て当番医が、夜間は夜間急病診療所で診療を実施しており、初期救急医療の体制を整備しています。また、夜間に入院治療を必要とする重章

患者については、二次保健医療圏において複数の病院が当番制で診療を実施しており、救急医療体制が確保されています。

- アンケート調査結果によると、小学生の保護者の行政への要望として、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備して欲しい」が2番目に多くなっています。小児科の医療需要は年々増大しており、家庭における基礎的な医療知識の啓発普及とともに、小児救急医療体制の一層の充実が求められています。

【基本方針】

- 妊婦から乳幼児期までの健康の確保と増進のため、発達段階に応じた母子保健事業の充実に努めます。
- 安全で快適な出産を支援するとともに安心して子育てが始められるよう、風しん予防接種等の補助や健康教育、相談事業の充実に努めます。
- 感染症から子どもを守るため、適切な時期に安全な予防接種を推進します。
- アレルギー疾患を有する子どもが、保育所・認定こども園・幼稚園で、健康で安全に過ごせるように、保護者や地域の関係機関との協力、連携を図りながら対応します。
- いつでも安心して医療にかかることができるよう、小児救急医療体制の充実に努めます。

【計画】

①母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

- 母子の健康が確保されるよう、妊婦一般健康診査、妊婦歯科健康診査、妊産婦訪問指導・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業）、乳児一般健康診査、1歳6か月児及び3歳児健康診査を推進します。なお、1歳6か月児及び3歳児健康診査については、積極的な受診勧奨等により、受診率向上に努めます。（保健センター）
- 予防接種法による予防接種事業等を実施します。（保健センター）
- 保育所・認定こども園・幼稚園での職員が、アレルギー疾患や、アレルギー疾患を有する子どもへの対応について、正しい知識を学ぶ研修会等の充実に努めます。（こども園運営課）

②産後ケアの実施

- 出産後間もない産婦が専門的なケアを受けることで、育児のスキルを習得し、不安を軽減し、健全な発育を促す産後ケア事業を推進します。（保健センター）

③健康教育・相談の実施

- 乳幼児の健全な育成を図るために、4か月児・乳児相談、こども・ことば相談、発育・発達相談、はぐくみ学級、のびのび教室など、各種健康教育・相談を実施します。（保健センター）

④小児救急医療体制の整備

- 在宅当番制事業、夜間急病診療所事業については、より円滑な運営に向けて連携・協力体制を強化します。また、市民への周知啓発・情報提供の充実に努めます。（保健対策課地域医療対策課）

- 病院群輪番制事業については、協議会を開催し、受入体制の整備拡充を図り、入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。（保健対策課地域医療対策室）
- 救急ハンドブックを作成・配布し、家庭における基礎的な医療知識の普及及び救急医療の適正受診を啓発します。（保健対策課地域医療対策室）

⑤高度医療に対する支援

- 高度な医療を必要とする乳幼児に対し、医療費助成事業を実施し、経済的負担を軽減し、健全な成長を促します。（保健センター）
- 安心して治療に取り組み、妊娠・出産できるよう不妊治療費助成の充実を図ります。（保健センター）

【事業一覧】

①母子保健、乳幼児の疾病予防等の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-1	妊婦一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、妊娠期の各段階に応じた健康診査を実施します。	保健センター
1-1-1-2	妊婦歯科健康診査事業	妊婦の歯科健診を行うことにより、妊婦の口腔保健の増進を図ります。（高松市内の歯科医療機関で、妊娠期間中に1回実施）	保健センター
1-1-1-3	妊産婦訪問指導・新生児訪問指導（こんには赤ちゃん事業）	妊婦・産婦及び新生児期に家庭訪問指導を行うことにより、疾病を早期に発見し、早期治療等に結びつけます。また、妊娠・出産・育児に対する不安の解消及び、妊娠・産褥期・乳児期の健康の保持増進や育児支援を図ります。	保健センター
1-1-1-4	乳児一般健康診査事業	疾病及び異常を早期発見するとともに、疾病の予防や支援を行うことにより、健康の保持増進を図るため、乳児期（1歳未満）に健康診査（2回）を実施します。	保健センター
1-1-1-5	1歳6か月児健康診査事業	疾病及び異常の早期発見、また、疾病の予防や育児指導等を行い、健康の保持増進を図ります。	保健センター
1-1-1-6	3歳児健康診査事業	身体発育及び精神発達の面から重要な時期である3歳児に対し、医師等による健診を行い、障がいの早期発見及び早期療養を図ります。	保健センター
1-1-1-7	予防接種事業	四種混合・二種混合・麻しん・風しん・日本脳炎・BCG・ヒブ・小児肺炎球菌・水痘の接種を実施するとともに、予診の徹底による健康被害の発生防止など、実施体制の充実を図ります。	保健センター
1-1-1-8	母子栄養食品支給事業	母と子の健康保持増進のために、妊産婦及び乳児に牛乳等を支給します。（対象者は、生活保護世帯・市民税非課税世帯・所得税非課税世帯に属する妊産婦及び乳児）	保健センター

②産後ケアの実施

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-9	産後ケア事業	出産後の産婦及びその新生児が、出産後に一定期間保健指導を必要とする場合に、助産所で母体の保護や保健指導を行います。	保健センター

③健康教育・相談の実施

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-10	4か月児相談・乳児相談事業	乳幼児の疾病、発達異常の早期発見や発育、栄養、育児等について助言し、健康の保持増進及び育児支援を行います。	保健センター
1-1-1-11	こども相談事業	精神発達の気になる幼児が健やかに成長するとともに、その保護者が安心して育児できるよう支援します。	保健センター
1-1-1-12	ことば相談事業	ことばの発達が気になる幼児を対象に、行動観察や個別相談を行うことにより、幼児の健やかな発達を促します。	保健センター
1-1-1-13	発育・発達相談事業	心身の発育・発達が気になる乳幼児を対象に、発達観察、個別相談を行い、乳幼児の健やかな発達を促します。	保健センター
1-1-1-14	はぐくみ学級	乳児を持つ母親等を対象に、離乳食や食育等についての正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すための健康教育事業を行います。	保健センター
1-1-1-15	のびのび教室	精神発達面に遅れのある児童が、親子遊びを通してよりよい成長発達をし、親子の絆を深め、健やかに生活を送れるよう支援します。	保健センター
1-1-1-16	母子保健セミナー・母子健康教育	乳幼児をもつ母親等を対象に、育児等について正しい知識を普及し、子どもの健やかな成長、発達を促すため健康教育を行います。	保健センター



< 4か月児相談・乳児相談事業 >



< こどもの救急ハンドブック >

④小児救急医療体制の整備

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-4-17	在宅当番医制事業	医療機関が休診になる休日に、当番制で急病患者を受け入れる体制を整備することにより、小児救急患者の初期救急医療を確保します。インフルエンザ流行期など、患者数が大幅に増える時期は当番機関数を増やすなどの体制充実を図ります。	保健対策課 地域医療対策室
1-1-4-18	夜間急病診療所事業	夜間における急病患者に対応するため、夜間急病診療所において、内科・小児科・眼科・耳鼻咽喉科の応急的な診療を行います。	保健対策課 地域医療対策室
1-1-4-19	病院群輪番制事業、救急ハンドブック作成事業	準夜間及び深夜間において、9病院の当番制により入院治療を必要とする重症患者の医療を確保します。また、こどもの救急ハンドブックを作成し、軽症患者の容易な診療時間外受診の抑制を図ります。	保健対策課 地域医療対策室

⑤高度医療に対する支援

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-1-20	未熟児養育医療給付事業	母子保健法第20条に基づき、養育のため入院を必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行います。	保健センター
1-1-1-21	自立支援医療（育成医療）給付事業	児童福祉法に規定する身体上の障がいや有する児童又は現存する疾患が、手術等の治療によって確実に効果が期待しうるものに医療の給付を行います。	保健センター
1-1-1-22	小児慢性特定疾病医療費助成事業	小児慢性疾病のうち特定の疾病について、医療費の助成を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図ります。	保健センター
1-1-1-23	特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療を行っている夫婦に対し、医療保険適用外の治療に要する費用の一部を助成することにより、子どもを持つとする夫婦の経済的負担の軽減を図ります。	保健センター
1-1-1-24	小児慢性特定疾患治療研究事業	小児慢性疾患のうち特定疾患について、医療の給付を行い、経済的負担を軽減するとともに、児童の健全な育成、疾患についての医療の普及を図る。	保健センター

【数値目標】

事業名	平成25年度末（実績）	平成31年度末（目標）
1歳6か月児健康診査事業	受診率 90.4%	受診率 95%
3歳児健康診査事業	受診率 84.5%	受診率 90%
母子健康教育	31回/年	41回/年

【2】学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【現状と課題】

- 学童期・思春期は、身体面の発達がめざましい時期ですが、精神面でも急激に成長、変化する時期でもあります。この時期の子どもは大人と子どもの両面を持っており、心や身体についてさまざまな問題が生じやすく、思春期に抱える問題が、将来にわたって大きな影響を及ぼす可能性があるため、適切な対応・支援が必要です。
- アンケート調査結果によると、これまでに2週間以上、気分が落ち込んだり、ひどく不安になったことがある割合は、中学生で43.6%、高校生で53.1%となっています。また、何らかの悩みを抱えているのは、中学生で75.9%、高校生で84.3%に達しています。
- 内閣府が平成22年2月に実施した「ひきこもりに関する実態調査」によると、15～39歳の若者で「ひきこもり者」は全国で約70万人と推計され、10歳代のひきこもり者も相当数が見込まれており、早期発見と本人やその家族に対するきめ細かな支援が必要とされています。また、自殺や過剰なダイエットによる不健康なやせ等の課題への対策も求められています。保健センターでは、市民からのこころの健康相談に応じ、思春期からの健康問題であるひきこもりや摂食障がい、精神疾患などの相談に対応しています。
- 近年、性行動の低年齢化によって、10代の人工妊娠中絶や性感染症の罹患が増加していることから、子どもの発育・発達に応じて、正しい性に関する知識を周知・啓発していく必要があります。また、本市においてもエイズの感染者数が増加してきていることから、市民（特に若年者）へのエイズに対する正しい知識の周知・啓発を行う必要があります。
- アンケート調査結果によると、「避妊の知識がある」と回答している割合は、高校生では87.8%を占めていますが、中学生では52.8%と半数程度となっています。性行動が低年齢化している中、早い段階から正しい知識の習得が必要です。
- 思春期の喫煙や飲酒、不登校、ひきこもり、思春期やせ症など思春期特有の心の問題も深刻化するとともに、若者の薬物乱用なども社会問題になっていることから、関係機関による連携を強化して、支援することが必要になっています。

【基本方針】

- 思春期のひきこもりや摂食障がい、精神疾患等に関するこころの健康相談を実施します。
- エイズを含めた性感染症についての正しい知識を持ち、その予防行動がとれるよう、性感染症についての情報提供や正しい知識の周知・啓発を行います。
- 青少年の喫煙・飲酒、薬物乱用防止のための教育、啓発を推進します。

【計画】

①ひきこもりや摂食障がい等への対応

- 精神科医師による「こころの健康相談」を実施します。（保健センター）

②性感染症の予防

- エイズを含めた性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。(保健対策課感染症対策室)
- 若年層に対し、性感染症の正しい知識を普及・啓発することにより、その予防を図ります。合わせて気軽に相談できる窓口の充実を図ります。(保健対策課感染症対策室)
- 中学校・高等学校等との連携をより充実させ、授業や文化祭等、学生が集まる場において、性感染症の正しい知識を周知・啓発し、その予防を図ります。(保健対策課感染症対策室)
- 広報、ホームページやチラシ等により、エイズを含めた性感染症やエイズ検査についての周知・啓発を行います。(保健対策課感染症対策室)
- 夜間検査の受入態勢を見直すなど、よりエイズ検査を受けやすいような環境を整えます。(保健対策課感染症対策室)

③青少年の喫煙・飲酒、薬物乱用対策の充実

- 薬物乱用防止キャラバンの活用等、喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の推進について、保健関係職員の研修会で指導を行います。(保健体育課)
- 香川県薬物乱用防止教育研修会(香川県教育委員会主催)への積極的参加を呼び掛けます。(保健体育課)
- 国等のパンフレットを活用した喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実及び保護者啓発を推進します。(保健体育課)

【事業一覧】

①ひきこもりや摂食障がい等への対応

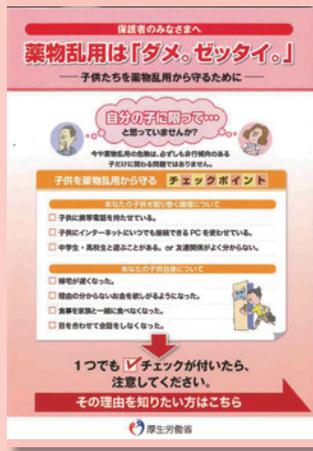
事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-1	健康相談事業	こころの健康相談として、ひきこもりや摂食障がい、精神疾患等の相談を実施します。	保健センター

②性感染症の予防

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-2	性感染症予防事業	性感染症の発生状況や傾向を把握し、その発生動向に対応した予防対策を行います。特に、若年層に対し、エイズを含めた性感染症の正しい知識を普及・啓発することにより、その予防を図ります。	保健対策課 感染症対策室

③青少年の喫煙・飲酒、薬物乱用対策の充実

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-2-3	喫煙・飲酒、薬物乱用対策(パンフレット配布事業)	がん研究振興財団・厚生労働省等からのパンフレットを全小・中学校に配布し、各校でのパンフレットを活用した喫煙・飲酒、薬物乱用防止教育の充実及び保護者啓発の推進を推奨します。	保健体育課



< 薬物乱用防止パンフレット >

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末 (実績)	平成 31 年度末 (目標)
性感染症予防事業	性感染症の健康教育を 中学校 3 校、高等学校 1 校 で実施	性感染症の健康教育を 5 校以上で実施 教職員への研修会等で 年 1 回以上、性感染症の 情報提供を行う

【3】「食育」の推進

【現状と課題】

- 食の多様化に伴い、食の大切さに対する意識が希薄になり、健全な食生活が失われつつあります。脂質の過剰摂取や野菜の摂取不足、朝食の欠食に代表されるような栄養の偏りや食習慣の乱れは子どもにも見受けられ、子どもの肥満や生活習慣病の増加、思春期の過度の痩身も指摘されるようになってきています。乳幼児期からの適切な食事の摂り方や望ましい食習慣の定着は、健康で豊かな人間性を育んでいく基礎となります。
- アンケート調査結果によると、小学生では約95%が「毎日朝食を食べている」と回答していますが、年齢が大きくなるほど朝食の欠食率は高くなっています。また、子どもの食生活面で不安に思うことについて、小学生の保護者の6割近くが「栄養バランス」と回答しています。
- 保育所・認定こども園・幼稚園においては、全職員協力の下、保育計画に連動した組織的・発展的な「食育計画」を策定するとともに、地域の子育て家庭に向けて、食に関する相談対応や情報提供等に努め、地域と連携しつつ、積極的に食育の推進に努めることが求められています。
- 学校においては、子どもたち自身の「食」に対する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けることができるよう、食育教育を推進していく必要があります。

【基本方針】

- 「高松市健康都市推進ビジョン」に基づき、保育所・認定こども園・幼稚園や学校において、子どもたちの「食」に関する理解を深め、「望ましい食習慣」を身に付けられるように努めます。
- 家庭や地域と連携し、食育を推進します。

【計画】

①保育所・認定こども園・幼稚園・学校における「食育」の推進

- 保育所・認定こども園・幼稚園で、乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を作成し、教育保育計画の中に位置付け実践します。また、その評価及び改善を図るために必要な知識・技術を習得できるよう、食育推進に関する研修会等を実施します。(こども園運営課)
- 子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人に対する感謝の気持ちを育てる食育環境を作ります。(こども園運営課)
- 各小・中学校で、食に関する年間指導計画を作成し、その中に子どもたちが自分で弁当を作る「マイ・ランチの日」を位置付けるなど、計画的に食育を推進します。(保健体育課、学校教育課)
- 学校給食を通して食育推進が図れるよう、安全で安心なおいしい給食を提供します。(保健体育課)

②家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

- 保護者や地域に向けて、各施設での食事の様子や食育の取組を伝え、情報発信を通じて食育への関心を高めます。(こども園運営課)
- 地域の子育て家庭に対して、食に関する相談や支援を行い、食を通じて子育ての不安を軽減し、家庭や地域の養育力の向上につなげます。また、地域の人と共に、様々な食文化の伝承、菜園活動等を行います。(こども園運営課)
- 乳幼児等の子どもを持つ保護者を対象に、教室や、食生活改善推進員による伝達講習会等のあらゆる機会をとらえて、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の周知や指導を行います。(保健センター)

【事業一覧】

①保育所・認定こども園・幼稚園・学校における「食育」の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-3-1	農園体験・クッキング活動事業	栽培・収穫・調理を通して食に関する知識や技術が習得できるよう、農業体験やクッキング活動の推進を図ります。	こども園運営課
1-1-3-2	給食担当者食育推進研修事業	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助・食事の提供が行われるよう、保育所等給食担当者の資質の向上を図ります。	こども園運営課
1-1-3-3	学校給食推進事業	子どもたちが学校給食を通じて、正しい食習慣や健康管理能力を身に付けることができるよう、給食関係職員への研修等により、学校における食に関する指導の充実を図るとともに、各衛生検査の実施により、衛生管理の徹底を図ります。	保健体育課
1-1-3-4	学校教育における食育推進事業	統一献立の一部変更を可能にし、各地域で特色ある給食を提供するとともに、朝日新町学校給食センターに市費栄養士を配置して食育の拠点として活用し、学校における食育推進の充実を図ります。	保健体育課



< 農業体験 >

②家庭や地域への情報提供・相談支援、地域との連携による「食育」の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-1-3-5	食に関する情報発信事業	子どもたちが生涯にわたって健全な心と体を培い、豊かな人間性を育んでいくために、「食」に関する知識と選択する力を習得できるよう、適切な情報を提供します。	保健センター
1-1-3-6	食に関する情報発信事業（保育所等）	ホームページにおいて、食育に関する情報を提供し、幼稚園、保育所等及び地域の人々へ食育を推進します。	こども園運営課
1-1-3-7	高松市食生活改善推進協議会活動「親子の楽しいクッキング教室」	親子や各世代のふれあいを通して、望ましい食生活について考え、個人の食習慣の変容を促します。	保健センター

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
食に関する情報発信事業 （フードスタート運動、幼児検診における健康教育等）	実施回数 519回／年	実施回数 550回／年

2. 健やかな成長を促す学びへの支援

【1】 幼児教育・保育の一体的な提供と質の向上

【現状と課題】

- 子どもの育ちの面から、乳幼児期は、将来の人格形成等に大きく影響を与える非常に重要な時期であるものの、核家族化や就労形態の多様化などにより、保育所・認定こども園・幼稚園・小学校を通じた一貫性のある教育・保育の提供が困難な状況にあります。乳幼児期の発達は連続性を有するものであり、その間の子どもの健やかな発達を保障するため、保護者の就労の有無等にかかわらず、低年齢児から小学校入学まで、一人一人の育ちを見通した質の高い教育・保育を安定的に供給する必要があります。
- 平成 27 年度からスタートする子ども・子育て支援新制度において、国は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、積極的に認定こども園、特に幼保連携型認定こども園の普及に取り組むことが望ましいとしており、本市においても対応していく必要があります。
- 幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られ、全ての子どもに同じ教育・保育を一体的に提供することが求められています。このような中、本市では、幼稚園においては、少人数化により適正規模の集団生活に支障が生じる場合もある一方、入所児童の増加により、施設に余裕がなく、ゆとりのある保育ができない保育所があるといった状況を踏まえ、就学前子ども育成庁内検討委員会等において、幼保一体化や幼保連携等について、検討してきました。平成 23 年度には幼保一体化施設であるこども園を1園、平成 24 年度には4園開設し、混合保育を行い、幼児期の教育・保育環境の整備に努めてきました。しかしながら、現在もなお、幼稚園では、児童数の減少が続いている一方、保育所では待機児童が生じていることから、新制度において、適正規模による集団生活の維持が可能となり、待機児童の解消にもつながる認定こども園への移行等の対応が求められています。
- 人間形成の基礎を育む就学前教育においては、豊かな心や意欲・態度など「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき、発達課題に即した指導を行うことが大切です。
- 小学1年生が環境の変化に適応できず学校生活につまずく「小1プロブレム」に対応するため、保育所・認定こども園・幼稚園と小学校の連携強化が必要です。更に、小学校入学に対する保護者の不安解消のため、就学前からの情報提供や体験入学などの機会づくりなども求められています。

【基本方針】

- 乳幼児期における教育及び保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、本市独自の教育・保育の考え方を示す「高松っ子いきいきプラン」に基づき、幼児教育・保育の質の向上を目指します。
- 幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労形態にかかわらず、就学前の子どもに等しく質の高い教育と保育を一体的に提供できる幼保連携型認定こども園への移行の促進を図ります。

- 「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき、発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。
- 幼児期に培う力が、小学校以降の生活や学習の基礎につながることに配慮し、発達や学びの連続性を踏まえた教育内容の充実を図ります。
- 幼児に適切な遊びを提供し、情操を養うため、教育・保育施設などの遊具設置等の環境整備を推進します。

【計画】

①認定こども園への移行促進

- 高松型こども園を始め、公立幼稚園・保育所について、幼保連携型認定こども園への移行を促進します。(こども園運営課)
- 私立幼稚園・保育所に対して、助成制度を活用し幼保連携型認定こども園への移行を促進します。(こども園運営課)

②幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

- 安全・危機管理、虐待対応、特別支援等、教育・保育現場に必要な専門的知識を学べるように、県と市で連携して研修を実施します。(こども園運営課)
- 芸術士を派遣する保育所・認定こども園・幼稚園数の拡充を図ります。(こども園運営課)
- 子どもが、関わりを豊かにし、思いやりと感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めていくために、「ありがとうの日」「スマイルあいさつ運動」、掃除教育「ぴかぴかデー」を実施します。(こども園運営課)
- 生涯にわたり心身の健康の保持増進を図るため、子どもに「早寝早起き朝ごはん」を基本とする望ましい生活習慣の定着を促し、主体的に、積極的な健康づくりに取り組めるよう支援します。(こども園運営課)
- 保・幼・小の教職員間の連携を図り、「高松っ子いきいきプラン」の共通理解、アプローチ・スタートカリキュラムの作成や実践、互惠性のある交流活動、合同研究等を通して、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を意識した指導内容の検証を行い、教職員の資質の向上を図るとともに、連携や接続の体制づくりに努めます。(こども園運営課)



< 芸術士派遣事業 >



< ぴかぴかデー >

【事業一覧】

①認定こども園への移行促進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1-1	認定こども園整備事業	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い教育と保育を一体的に提供できる「認定こども園」の普及を促進します。	こども園運営課
1-2-1-2	公立保育所・幼稚園施設整備事業	保育所待機児童解消及び教育・保育環境改善のため、幼稚園・保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園運営課
1-2-1-3	私立保育所施設設備補助事業	保育所待機児童解消及び保育環境改善のため、保育所の施設・設備の整備を実施します。	こども園運営課

②幼児期の教育・保育の質の向上、特色ある就学前教育の推進

事業番号	事業名	事業概要	担当課
1-2-1-4	生きる力を育てる学校教育の推進事業	「生きる力」の基礎を培うため、子ども一人一人の理解に基づき発達課題に即した指導を行い、「豊かな学びを育む特色ある就学前教育」を推進します。確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するため、教職員の資質向上を図る教員研修会等の充実や施設・設備などの整備を行います。	こども園運営課 学校教育課
1-2-1-5	保育所・幼稚園等への芸術士派遣事業	子どもの創造性を育む指導や援助の在り方についての取組を進めるため、絵画や造形などの専門家である芸術士を保育所・幼稚園等へ派遣し、それぞれの芸術分野を生かしながら、子どもが持っている感性や創造力を伸ばしていけるよう導きます。	こども園運営課
1-2-1-6	「ありがとうの日」	周りの人々とのかかわりや日々の生活に感謝し、自分たちの生活をより潤いのあるものにしていこうとする心情を高める場を、教育活動の中に位置づける。（毎月3日から9日の1週間）	こども園運営課 学校教育課 生涯学習課
1-2-1-7	掃除教育「ぴかぴかデー」	各認定こども園・幼稚園、小・中学校で、幼児・児童生徒が地域とともに掃除をする「ぴかぴかデー」を計画・実施し、心の教育の充実に努めます。	こども園運営課 学校教育課 生涯学習課
1-2-1-8	保育教育士体験型宿泊研修事業	仲間と共に自然の中で五感を使った様々な実体験をすることを通して、仲間との連帯感を高める等、新規採用保育教育士の活力や意欲を養います。	こども園運営課
1-2-1-9	保・こ・幼・小連携推進事業	保・こ・幼・小の教職員間の連携を図り、「高松っ子いきいきプラン」の共通理解、アプローチ・スタートカリキュラムの作成や実践、互惠性のある交流活動、合同研究等を通して、就学前教育と小学校教育の滑らかな接続を意識した指導内容の検証を行い、教職員の資質の向上を図るとともに、連携や接続の体制づくりに努めます。	こども園運営課 学校教育課

【数値目標】

事業名	平成 25 年度末（実績）	平成 31 年度末（目標）
保・こ・幼・小連携推進事業	小学校との連携を実施している保育所・認定こども園・幼稚園の割合79%	100%

【2】「生きる力」を育てる学校教育の推進

【現状と課題】

- 少子高齢化や経済のグローバル化、情報化、価値観の多様化などが進む中、子ども一人一人が個性を発揮し活躍することができるよう、基礎的な知識や技能の習得はもとより、思考力、判断力、表現力、学ぶ意欲や習慣などを向上させることが求められており、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの側面から「生きる力」を育てていく必要があります。
- 本市の小・中学生の学力は、全国や香川県と比較して、基礎的・基本的な学力及び応用的な学力ともに高く、確かな学力が育っているものの、「実生活と結び付けて考える力」「状況に応じて適切な言葉を使う表現力」に課題がみられます。
- 本市では、平成26年度から全国に先駆けて、英語教育を小学校の全ての学年に拡大し、低学年から英語に慣れ親しむことでコミュニケーション能力の素地を養う取組を行っていますが、今後も、さらなる充実が求められています。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者は成長過程における子どもの教育について、「生命の尊さについての学習」「総合学習(社会体験、自然体験など)」へのニーズが高くなっています。本市では、豊かな人間性を育むために、学校と地域が連携して、平和教育や郷土の歴史・伝統や文化に関する学習を行っていますが、今後も、その内容充実が求められています。
- 体と心の健康は活力の源であり、小・中学校及び高等学校において、子どもの健康・体力向上のためにさまざまな取組を行っており、一定の効果が得られています。今後も、自分の体や健康について自らが気づき向上させることができるよう健康教育を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、楽しくスポーツを行う中で、お互いに刺激、励まし合いながら、生きる力の基礎となる体力を向上させる取組が必要です。
- アンケート調査結果によると、小学生の保護者では、日頃悩んでいることとして「子どもの勉強や進学のこと」が最も多くなっています。保護者の悩みの軽減を図るため、学校と家庭の連携を密にするとともに、様々な情報提供・相談支援が必要です。
- 本市の不登校等については、平成25年度現在、小学生で78人、中学生で356人となっていますが、学校生活上の問題や家庭等における基本的な生活習慣が身に付いていないことなど、不登校や長期欠席の要因・背景は多様になっています。これらの子どもや家庭への支援やその原動力となる教職員のスキルの向上が課題となっています。

【基本方針】

- 学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの側面から子どもの「生きる力」の育成を図ります。
- 小・中学校に、国の整備目標に沿った情報機器の整備を進めるとともに、情報モラルに関する教員の資質や指導力の向上を図ります。
- 児童生徒に優良な芸術及び古典芸能の鑑賞や体験機会を提供し、情操教育を進めるとともに、ものづくりへのチャレンジを通して、ものの大切さを学習し、文化の創造への関心を深めます。